

○経済産業省告示第七十三号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第二項及び別表第七の六の項の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物を次のように定め、平成十六年五月十七日から施行する。

平成十六年五月十三日

経済産業大臣 中川 昭一

輸出貿易管理令第四条第二項の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物は、次のいずれかに該当するものとする。

【最終改正】平成二十二年三月一五日経済産業省告示第五十一号

- 一 ポリ塩化ビフェニル
- 二 ヘキサクロロベンゼン
- 三 一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロ一・四・四a・五・八・八a―ヘキサヒドロ―エキソ―一

・四―エンド―五・八―ジメタノナフタレン（別名アルドリン）

四 一・二・三・四・十・十一―ヘキサクロロ―六・七―エポキシ―一・四・四 a・五・六・七・八・八 a

―オクタヒドロ―エキソ―一・四―エンド―五・八―ジメタノナフタレン（別名デイルドリン）

五 一・二・三・四・十・十一―ヘキサクロロ―六・七―エポキシ―一・四・四 a・五・六・七・八・八 a

―オクタヒドロ―エンド―一・四―エンド―五・八―ジメタノナフタレン（別名エンドリン）

六 一・一・一―トリクロロ―二・二―ビス（四―クロロフェニル）エタン（別名DDT）

七 一・二・四・五・六・七・八・八―オクタクロロ―二・三・三 a・四・七・七 a―ヘキサヒドロ―四

・七―メタノ―一H―インデン、一・四・五・六・七・八・八―ヘプタクロロ―三 a・四・七・七 a―

テトラヒドロ―四・七―メタノ―一H―インデン及びこれらの類縁化合物の混合物（別名クロルデン又

はヘプタクロル）

八 ポリクロロ―二・二―ジメチル―三―メチリデンビスクロ「二・二・一」ヘプタン（別名トキサフエ

ン）

九 ドデカクロロペンタシクロ「五・三・〇・〇・〇・〇・〇・〇・〇・〇・〇・〇」デカン（別名マイレックス）

二・六 三・九 四・八



二十 へキサブロモ（フェノキシベンゼン）（別名へキサブロモジフェニルエーテル）

二十一 へプタブロモ（フェノキシベンゼン）（別名へプタブロモジフェニルエーテル）